

近江八幡市立総合医療センター「自動販売機設置事業者」募集要領

2025年度一般競争入札（入札後資格確認型）

○申込受付期間

2025年 2月10日（月）から

2025年 2月21日（金）まで

○入札日

2025年 3月 3日（月）

近江八幡市立総合医療センター

目 次

◆入札申込みから「自動販売機」設置までの流れ	P 2
◆募集要領	
1 募集概要	P 3～4
2 入札参加資格要件	P 4
3 入札参加に関する留意事項	P 5
4 入札参加手続き	P 5～6
5 入札の実施	P 6～7
6 落札候補者の決定	P 7
7 設置事業者の決定	P 7
8 設置事業者の提出書類	P 8
9 設置事業者の決定の取消し	P 8
10 貸付料の支払い方法	P 8
11 提出書類一覧	P 9
12 問い合わせ先	P 9

入札申込みから「自動販売機」設置までの流れ

- ① 募集要領等（本資料）の配布
※ 本資料のほか、資料はすべて近江八幡市立総合医療センター ホームページからダウンロードしてください。
配布期間：2025年 2月 4日（火）から2025年 2月21日（金）まで
- ② 一般競争入札参加申込
受付期間：2025年 2月10日（月）から2025年 2月21日（金）まで
※ 平日9時00分から16時30分まで
※ 休診日（土曜日・日曜日及び祝日）は受付できません。
受付場所：近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市土田町 1379 番地）
2階 総務課（※2階図書室受付窓口にて担当者と呼出）
※ 受付後、入札日までに入札参加証を送付します。
- ③ 入札の日時及び場所
入札期日：2025年 3月 3日（月）
入札時間：10時00分
（上記入札時間の30分前より受付）
場 所：近江八幡市立総合医療センター（近江八幡市土田町 1379 番地）
2階 第4会議室
- ④ 入札参加資格確認
落札候補者決定後、6（3）の書類提出により確認
- ⑤ 契約の締結
契約締結：落札者は2025年 4月 1日付で契約を締結しなければならない。
- ⑥ 貸付料の納付
貸付料は、近江八幡市立総合医療センターが発行する請求書により、当医療センターが指定する期日までに指定金融機関に納付していただきます。（1回/3ヶ月）
- ⑦ 自動販売機の設置
自動販売機の設置については、2025年 4月 1日に設置願います。ただし、事前に近江八幡市立総合医療センターと自動販売機設置事業者との協議のうえ、設置日等を変更する場合があります。（設置時間等の詳細は落札者と打合せのうえ決定することとする。）

近江八幡市立総合医療センター「自動販売機設置業者」募集要領

近江八幡市立総合医療センターでは、次のとおりセンター内に飲料用自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、飲料用自動販売機を設置される法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札に参加を希望される方は、本「募集要領」のほか、近江八幡市立総合医療センター「自動販売機設置仕様書」（以下「仕様書」という。）、入札公告「近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置事業」及び関係法令等をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置事業

(2) 目的

当医療センターの資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、競争入札制度導入により、契約の公平性・透明性の確保を図ります。

(3) 貸付施設の概要

施設 (所在地)	物件 番号	設置 台数	貸付箇所 位置図	貸付面積	販売形態
近江八幡市立総合医療センター 近江八幡市土田町1379番地	①	1台	仕様書 確認	1.1 m ² (1100×1000)	缶・ペット ボトル・ビン
	②	1台		0.666 m ² (900×740)	
	③	1台		0.696 m ² (800×870)	紙パック・ 缶・ペット ボトル
	④	1台		0.788 m ² (1050×750)	缶・ペット ボトル
	⑤	1台		0.17 m ² (1150×930)	

※1 休診日は土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）です。

※2 空缶等の回収ボックスを必ず併設してください。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※4 自動販売機の主な利用者は、施設利用者（患者・付添者・見舞客）、職員です。
（● 設置番号①、⑤の主な利用者は職員です。）

※5 入札申込にあたっては、必ず現地の現状等を確認されたうえでお申込ください。

※6 物件番号①～⑤は全て同一設置事業者で募集する。

(4) 募集の仕様

別紙の「仕様書」のとおりです。

(5) 貸付期間（使用許可期間）

① 契約期間は2025年4月1日～2028年3月31日までとする。（3年間）

② 契約期間中での契約内容の変更はできませんのでご承知おきください。

③ 貸付期間終了後の契約相手は、再度入札を行い決定する予定です。

(6) 設置事業者の施設使用形態

① 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、近江八幡市立総合医療センターが設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

② 一時貸付であり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(7) 貸付料

貸付料（月額）は、月の売上金額に落札納付率を乗じて算出した金額とし、支払いは1回/3ヶ月（年4回）とする。＜円未満は切捨て＞
尚、貸付料には電気料金は含まないものとします。

(8) 必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- ② 電気料金についても設置事業者の負担としますが、積算電力量計による電力使用量により当医療センターが年度ごとに定めた1kwhあたりの単価で算出した額を支払うものとする。
尚、支払いは1回/3ヶ月（年4回）とする。

2 入札参加資格要件

参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

- ① 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア) 成年被後見人
 - イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民放第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ) 破産者で復権を得ない者
- ② 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
 - ア) 近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市と契約を締結すること、又は近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市が実施する監督又は検査に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) 正当な理由なく近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約を履行しなかった者
 - カ) アからオのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 近江八幡市暴力団排除条例（平成23年近江八幡市条例第25号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む）でないこと。
- ⑤ 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に国税、都道府県税、市税を滞納していない

いこと。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単語

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(4) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ① 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ② 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ③ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- ④ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- ⑤ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑥ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- ⑦ 最低納付率を下回った入札を行ったとき。
- ⑧ 入札書に物件番号の記入がないとき。

4 入札参加手続き

事業実施のスケジュールは、下記のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

募集要領等の公表及び配布	2025年 2月 4日から 2月 21日
参加申し込みの受付	2025年 2月 10日から 2月 21日
募集要領等に関する質問の受付	2025年 2月 10日から 2月 17日
募集要領等に関する質問に対する回答	2025年 2月 20日
入札の実施	2025年 3月 3日
落札候補者の決定	〃
契約の締結	2025年 4月 1日付

(1) 募集要領等の公表及び配布

募集要領等の公表及び配布を近江八幡市立総合医療センターホームページにて、次のとおり行う。

① 公表及び配布期間

2025年 2月 4日（火）から 2025年 2月 21日（金）まで

② 公表及び配布資料

- ア) 募集要領
- イ) 仕様書
- ウ) 様式集

③ 募集要領等の配布

近江八幡市立総合医療センターホームページよりダウンロードすること。

(2) 入札参加申込書の提出

参加事業者は、次により提出すること。

① 提出期間

2025年 2月 10日（月）から 2025年 2月 21日（金）まで

② 提出先

近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター 2階総務課施設担当事務所

③ 提出書類

- フ) 入札参加申込書 (様式第 1 号) 1 部
- イ) 誓約書 (様式第 2 号) 1 部
- ウ) 店舗所在地位置図 (様式第 3 号) 1 部

④ 提出方法

持参。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。受付は、提出期間中の土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 16 時 30 分までとする。

(3) 入札参加証の発送

審査の結果、入札参加資格があると認められたものには、入札参加申込受付済証 (様式 4 号) により通知する。

① 通知発送日 2025 年 2 月 26 日 (月)

② 通知方法 郵送

※入札前日までに到着していない場合は担当者へお問合せ下さい。

(4) 募集要領等に関する質問

① 受付期間

2025 年 2 月 10 日 (月) 9 時 00 分から 2025 年 2 月 17 日 (月) 17 時 00 分まで

② 提出先

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ

E-mail:kanri@city.omihachiman.lg.jp

③ 質問の提出方法

質問書 (様式第 11 号) に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。

※メールタイトルを「近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置質問書 (会社名)」とし、担当部署へ電話 (0748-31-1214) で受信の確認を行うこと。(電話の時間帯は平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで)

(5) 質問に対する回答

① 回答方法

本募集要領等に関する質問への回答は、発注者ホームページにて公開する。

なお、電話、口頭等の個別対応はしないものとする。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがある。

② 回答日

2025 年 2 月 20 日 (木) 正午までに回答する。

5 入札の実施

(1) 入札方法

一般競争入札により落札者を決定します。

入札書には毎月の売上金額に対しての納付率 (%) を記入して下さい。※貸付料は毎月の売上金額に落札納付率を乗じて算出します。<但し、円未満は切捨て>

(2) 入札日時

2025 年 3 月 3 日 (月) 10 時 00 分

※入札までに受付を済ませてください。(各物件入札時間の 30 分前より受付)

※入札時間に遅れた場合は入札に参加することはできません。

(3) 入札場所

近江八幡市立総合医療センター 2 階 第 4 会議室

(4) 持参物

① 入札参加申込書受付済証

② 入札書 (様式第 6 号)

③ 入札使用印鑑届 (様式第 5 号)

※代理人により入札しようとする場合は、委任状に押印されている代理人の使用印鑑

④ 委任状 (様式第 7 号)

※代理人が入札する場合

⑤ 筆記具

(5) 最低納付率

「仕様書」のとおり

(6) 入札の辞退

入札参加申込書受付済証交付後に本入札を辞退する場合は、入札日までに、入札辞退届(様式第10号)を提出してください。

6 落札候補者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者立会いの下で行います。

(2) 落札候補者は、次の方法により決定します。

① 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第3項の規定に基づき、近江八幡市立総合医療センターが定める最低納付率以上で最高の納付率をもって入札した者を落札候補者とする。

② 開札の結果、落札となるべき同納付率の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者にくじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

③ 落札候補者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(3) 落札候補となった者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

① 印鑑証明書

※提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

② 現在事項全部証明書

※提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

③ 営業証明書

※提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

④ 役員調書(様式第8号)

⑤ 国税について未納の税額がない証明

⑥ 都道府県税について未納の税額がない証明

※提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

⑦ 市税について未納の税額がない証明(近江八幡市内に住民票又は店舗、本店(本社)、支店(支社)、営業所等がある場合に限る)

※提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

7 設置事業者の決定

(1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記6(3)の書類等に基づく入札参加資格審査を経て決定します。

(2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札者が行った入札は無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者として上記6(3)及び上記7(1)の処理を行います。

なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行います。

(3) 落札候補者が上記6(3)の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該落札候補者が行った入札は無効とし、上記7(2)の処理を行います。

(4) 上記7の(2)(3)のほか、正当な理由なく必要な手続きを行わない場合は以後、入札への参加資格を取消することがありますので留意ください。

(5) 設置事業者の公表

設置事業者の決定後、事業者名、落札納付率については、入札参加者に書面で通知するとともに、医療センターホームページに掲載します。

8 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（別途添付）
- (2) 設置場所への設置図面（配置図面）
- (3) 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

9 設置事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、近江八幡市立総合医療センターが指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- ③ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

10 貸付料等の支払い方法

- (1) 設置事業者は、当医療センターが指定する期日までに貸付料を支払わなければなりません。（指定口座に振込）※1回/3ヶ月とし、振込手数料は設置事業者の負担とする。
- (2) 設置事業者は、電気料金について当医療センターが指定する期日までに支払わなければなりません。（指定口座に振込）※1回/3ヶ月とし、振込手数料は設置事業者の負担とする。
- (3) 設置事業者は当医療センターへ毎月の売上金額（自販機ごと）と貸付料の明細書を送付しなければならない。
- (4) 当医療センターは設置事業者へ毎月の電気料金（電気使用量）の明細書を送付しなければならない。
又、貸付料の請求書及び電気料金の請求書を（1回/3ヶ月）送付しなければならない。
- (5) 貸付料及び電気料金の支払いが指定期日までに行われなかった場合は、延滞料の支払いを申し受けるとともに、契約を解除することがあります。

1 1 提出書類一覧

第	書類名	提出時				備考
		申請時	入札時	落札時	契約時	
1	入札参加申込書	○				様式第1号
2	誓約書	○				様式第2号
3	店舗所在位置図	○				様式第3号
4	入札参加申込受付済証		○			様式第4号
5	入札使用印鑑届		○			様式第5号
6	入札書		○			様式第6号
7	委任状		○			様式第7号 (※必要者のみ)
8	印鑑証明書			○		官公庁発行の様式
9	現在事項全部証明書			○		法務局発行のもの
10	営業証明書			○		所在地市町村の発行する「営業証明書」
11	役員調書			○		様式第8号
12	国税について未納の税額がない証明			○		官公庁発行の様式
13	都道府県税について未納の税額がない証明			○		官公庁発行の様式
14	市税について未納の税額がない証明			○		様式第9号
15	行政財産使用許可申請書				○	
16	設置場所の図面				○	
17	設置する自動販売機のカタログ				○	

1 2 問い合わせ先

〒523-0082 近江八幡市土田町1379番地

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ（担当：堀井）

TEL：0748-33-3151（代）

FAX：0748-31-2850

E-mail:kanri@city.omihachiman.lg.jp